

氏 名	おおもととしひこ 大 本 俊 彦
学位(専攻分野)	博 士 (工 学)
学 位 記 番 号	論 工 博 第 3675 号
学位授与の日付	平 成 14 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	建設請負契約の構造と紛争解決に関する理論的研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 小 林 潔 司	教 授 大 西 有 三	助教授 大 津 宏 康
--------	----------------------	-------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

建設請負契約は、初期時点において将来に発生しうるすべての事象をすべて記述することが不可能であり不完備契約とならざるを得ない。本論文は建設請負契約を不完備契約として位置づけ、リスク分担の観点から望ましい契約構造の内容を明らかにするとともに、契約の不完備性から発生する建設契約紛争の効率的な解決方法に関して理論的に分析したものであり、7つの章で構成される。各章の内容と得られた知見は以下のとおりである。

第1章は序論であり、従来の研究の概要と本研究の位置づけを明らかにし、国際的な建設契約約款である FIDIC と我が国における公共工事標準請負契約約款 (GCW) の発展の経緯、ならびに現状における問題点、それぞれの契約約款の下で発生する建設契約紛争の現状について考察している。

第2章は建設請負契約の定義及び特徴について述べ、英国における ICE、国際的な FIDIC と日本の GCW を取り上げ、それぞれの契約約款の基本的な考え方の違いを不完備契約の立場から比較している。これにより、日本の契約約款、特に GCW の特徴を明確にし、契約約款改正上の課題について考察している。

第3章は、GCW と FIDIC を取り上げ、建設請負契約におけるリスク分担ルールに関して考察している。まず、契約当事者にとってペリルが外生的に与えられるような外生的リスクと契約構造と対応して契約当事者の行動自体により発生する内生的リスクが存在することを示している。外生的リスクに対する分担ルールに関しては両契約約款の間に本質的な差異がなく、少なくとも理念的には最適ナリスク分担ルールを採用していることを明らかにした。一方、内生的リスクに対しては、契約変更内容の立証ルールを巡って両契約方式に本質的な対立があることを指摘し、GCW は発注者側に立証能力があれば効率的な契約方式であることを論じている。その上で、両契約方式の利害・特質やその適用範囲について考察している。

第4章は、発注者と請負者の間に契約内容の遂行に関わる「信義則」が成立するような市場環境においては、日本の請負契約約款である GCW により、社会的に最適ナ建設請負契約を実現できることを明らかにしている。一方、請負者にモラルハザードが存在し、発注者と請負者の間に信義則が成立しない場合には、FIDIC に基づいて建設請負契約を設計すれば、請負者のモラルハザードを効果的に抑止することができることを示している。しかし、建設請負契約が不完備であることより、契約内容の解釈の違いに起因した建設契約紛争の発生を抑止することは不可能であることを指摘している。そこで、第5章以降では紛争解決の効率化に関して分析を行なっている。

第5章では、建設工事における契約紛争は当事者の間で契約に関する解釈が異なることにより生じることに着目し、FIDIC における紛争解決過程を仲裁という外部オプションと位置づけた交渉ゲームとしてモデル化し、工事契約に対する解釈の違いや紛争の程度が紛争解決の手段選択に及ぼす影響を分析するとともに、第3者裁定が紛争解決の効率化に果たす役割を分析している。そこでは第3者による裁定結果の信頼性が高い場合、第3者の導入が紛争解決の効率化が図られることを示している。さらに、新 GCW による紛争解決方式では、発注者による裁定の信頼性が低下した場合、クレームが容易に紛争に発展する可能性が増すことを示している。

第6章では、建設請負契約約款において規定された紛争解決過程が請負者のクレーム行動に及ぼす影響を分析し、クレーム

ムが紛争に発展するメカニズムを示している。その結果 GCW においては、論拠が少ないクレームが紛争に発展する可能性は、他の紛争解決メカニズムの場合よりも低いことを示している。旧 FIDIC においては、請負者自身が契約紛争に進めるほどのクレームではないと自覚しながらも、仲裁の誤判断や和解利得を期待して敢えて紛争に発展させる場合があることを示している。さらに、第3者裁定の機会を導入することにより、クレームが紛争に発展する可能性が増加することを明らかにしている。

第7章は本論文の結論であり、建設契約を不完備契約の視点から分析したことによって得られた知見をとりまとめ、これからの研究課題を提示している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、建設請負契約を契約条件の完全な記述が不可能な不完備契約として位置づけ、建設請負契約の効率的な構造と発注者と受注者間における望ましいリスク分担関係を分析するとともに、第3者裁定や仲裁を導入した効率的な契約紛争の解決方式についてゲーム理論を用いて分析したものであり、得られた主な成果は以下のようにとりまとめることができる。

- (1) 建設請負契約における国際的な標準建設契約約款である FIDIC と国内で最も一般的に使われている公共工事標準請負契約約款 (GCW) におけるリスク分担ルールをリスクマネジメントの観点から比較し、外生的リスクの処理方法に関しては両者の間に本質的な差異はないが、内生的リスクに関しては大きな差異が存在することを明らかにした。
- (2) 発注者と受注者の間に契約の遵守に関わる「信義則」が成立するような市場環境が存在し、かつ発注者側に設計内容の変更に関する十分な立証能力が存在する場合には、GCW を用いて効率的なリスク分担方式を設計できることを理論的に明らかにした。
- (3) 発注者と受注者の間に情報の非対称性が存在し、かつ発注者側に設計内容の変更に関する十分な立証能力が存在しない場合、受注者側に契約変更に対するクレームの権利を認めた FIDIC により効率的なリスク分担方式を設計できることを理論的に証明した。
- (4) 建設契約紛争における仲裁を紛争当事者の外部オプションとして位置づけ、交渉ゲーム理論を用いて紛争解決過程をモデル化した。中立的な第3者裁定が紛争解決過程に与える影響を分析し、紛争解決の効率化にとって第3者裁定の信頼性が重要な影響を及ぼすことを明らかにした。

以上、要するに本論文は、リスクマネジメントの立場から、不完備契約ゲーム理論を用いて建設請負契約における最適なリスク分担方式を設計するとともに、契約紛争の合理的な解決ルールを理論的に導出したものであり、学術上および實際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は、博士（工学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成14年5月28日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。